

鳥取県職員として働くこと



どれだけの職員が働いているのか知りたい!

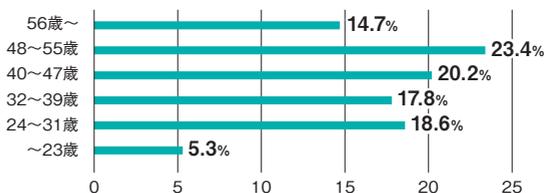
職員数



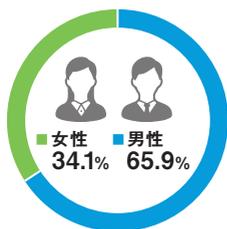
2,914人

(令和5年4月1日現在:
一般行政部門の職員)

年齢別構成比 (令和5年4月1日現在:全職員)

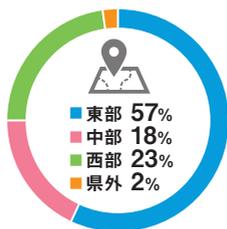


職員の男女比率



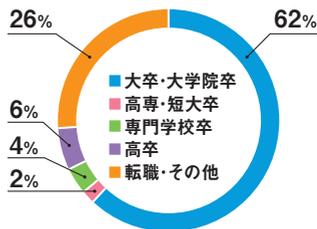
(令和5年4月1日現在:知事部局)

職員の勤務先(配属先)



(令和5年4月1日現在:知事部局)

令和5年度新規採用職員の経歴



(試験の種類とは関係ありません。)



勤務時間や休暇について教えて!

勤務時間 8:30～17:15(休憩時間60分)

休日 土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

※勤務場所によって異なる場合があります。※フレックスタイム制や在宅勤務を導入しており、時差出勤も可能です。

【主な休暇制度】

年次有給休暇(※)
年間**20日**

夏季休暇(有給)
6月から9月までの期間で**5日間**

結婚休暇(有給)
1週間

※1時間単位から取得OK!

※前年からの繰り越しを含めると最大年間40日

年次有給休暇の取得状況

平均**12.5日/年**

(令和4年:知事部局)



1か月あたりの時間外勤務・休日勤務の状況

平均**17.4時間/月**

(令和4年度:知事部局)



鳥取県職員として働くこと



給料や手当について知りたい!

基本給 ※原則、1年に1回昇給があります。

	区分	初任給	2年目	3年目
行政職	大学卒業程度	202,400円	209,300円	215,600円
	短大卒業程度	184,600円	194,000円	202,400円
	高校卒業程度	170,900円	177,600円	184,600円

※初任給は、令和6年4月1日採用時の給料(基本給)月額

(職種、配属先により、これより高い場合があります。職務経験のある人は、その経歴に応じて加算されます。)

※2、3年目の額は、それぞれ勤務成績が標準の場合の昇給後の額

諸手当 ※主なもの。額は月額。

扶養手当

区分	支給額
配偶者	6,500円
子	10,000円
その他の親族	6,500円

通勤手当

区分	最高支給額
自家用車使用	50,100円
公共交通機関利用	55,000円

※距離、運賃に応じて支給

住居手当 12,000円を超える家賃の額に応じて、最高27,000円

時間外勤務手当 正規の勤務時間外に勤務を命じられたとき

特殊勤務手当 著しく困難、危険といった特殊な勤務に従事したとき

地域手当 物価等が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給

期末・勤勉手当
(ボーナス)

基本給の4.20月分が、6月期と12月期に分けて支給されます。
(令和5年度実績)



異動、昇任について気になる!

- 職種により異なりますが、入庁した最初のうちは、概ね2~3年程度のサイクルで異動し、多様な業務を経験します。その後は、培った業務経験や知識が十分に発揮される人事配置・登用が行われます。
- 本人の意欲を重視する仕組み(業務チャレンジ支援制度等)や、本人の意向や家庭事情等を考慮した配置も行われます。
- 県の組織以外の職場にもチャレンジすることができます。(省庁、民間団体への派遣等)
- 基本的な昇任のパターンは次のとおりです。

主事・技師級 → 係長級 → 課長補佐級 → 課長級 → 次長級 → 部長級

鳥取県職員として働くこと



仕事と子育て等の両立支援制度も充実!

子育て等のための休暇制度

妊娠中	出産	育児、子育て中
<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠起因障害休暇 ㊤ 有給:2週間以内 ●妊産婦保健指導・健康診査休暇 ㊤ 有給:妊娠期間等に応じて定める回数の範囲内 ●妊婦通動緩和休暇 ㊤ 有給:勤務の始め又は終わりの1日1時間以内 ●妊婦休息・捕食休暇 ㊤ 有給:3回まで 	<ul style="list-style-type: none"> ●産前・産後休暇 ㊤ 有給:産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)から産後8週間 ●育児参加休暇 ㊤ 有給:妻の産前・産後1年の期間に、出産に係る子又はその子以外の子(小学校就学前)の養育をする場合で5日以内 ●妻の出産休暇 ㊤ 有給:3日以内 	<ul style="list-style-type: none"> ●育児時間 ㊤ ㊤ 有給:子が1歳6ヶ月に達するまで、1日2回各45分以内 ●育児休業 ㊤ ㊤ 無給:子が3歳に達するまで ●育児短時間勤務 ㊤ ㊤ 一部減額:子が小学校就学の始期に達するまで ●子の看護休暇 ㊤ ㊤ 有給:子が中学校を卒業するまで、子1人につき5日以内(上限10日) ●部分休業 ㊤ ㊤ 一部減額:子が小学校就学の始期に達するまで、1日2時間以内 ●子育て部分休業 ㊤ ㊤ 一部減額:子が小学校1~3年生で、1日2時間以内

※このほかにも、不妊治療休暇(有給:10日以内)、フレックスタイム制、深夜勤務や時間外勤務の制限などの制度があります。

共済組合や職員互助会からの給付金

出産したら… (附加金を含む)		育児休業中は…	
出産祝金	出産費	育児休業手当金	育児休業支援金
30,000円	530,000円	標準報酬日額×50/100	5,000円/月
(子1人あたり)		(開始から180日までは67/100)	

※育児休業の対象となっている子の1歳の誕生日の前日まで

ワークライフバランスを支援する制度

フレックスタイム制

育児や介護など生活パターンに合わせて、1週間あたり38時間45分となるよう勤務時間を選択できる制度(公務の運営に支障がない範囲内で)

通常 月～金 8:30～17:15
(1日7時間45分勤務、昼休憩60分)

① 毎日の勤務時間は一定のまま、始業及び終業時刻のみスライドする

例 月～金 9:30～18:15
(1日7時間45分勤務、昼休憩60分)

② 勤務時間を勤務日により伸縮する

例 月～木 8:00～16:45 (1日8時間勤務、昼休憩45分)
金 8:00～15:30 (1日6時間45分勤務、昼休憩45分)

男性職員の
育児休業の
取得割合

72.8%

(令和4年度:
知事部局等)

男性職員の
育児参加休暇又は
配偶者の出産休暇
の取得割合

96.3%

(令和4年度:
知事部局等)

育児・介護中の職員は、勤務時間の割振りにより、週休日を土・日以外にもう1日設けて週休3日とすることもできます。

※このほか、在宅勤務制度などがあります。

